【概要書】

令和5年度 高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況 令和6年度高齢社会対策

(令和6年版高齢社会白書)

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。		

令和5年度

高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況 令和6年度高齢社会対策 (令和6年版高齢社会自書)

〈概要〉

令和6年6月 内閣府

高齢社会白書

「高齢社会対策基本法」に基づき、毎年、国会に提出(法定白書)。今回で29回目。 〈高齢社会対策基本法〉

- 第8条 政府は、毎年、国会に、<u>高齢化の状況及び政府が講じた高齢社会対策の実施の状況</u>に関する報告書を提出しなければならない。
 - 2 政府は、毎年、前項の報告に係る<u>高齢化の状況を考慮して講じようとする施策</u>を明らかにした 文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第1章 高齢化の状況

- 第1節 高齢化の状況 (高齢化の推移と将来推計)
- 第2節 高齢期の暮らしの動向(平均寿命の推移と将来推計、年齢階級別就業者数及び就業率の推移、65歳以上の一人暮らしの者の動向)
- 第3節 〈特集〉高齢者の住宅と生活環境をめぐる動向について

〈トピックス〉

- 1 福岡県大牟田市~住宅施策と福祉施策のコラボによる課題解決~
- 2 奈良県生駒市~官民連携で取り組むオーダーメイドの空き家対策~
- 3 愛知県春日井市〜自動運転ラストマイル送迎サービス〜
- 4 神奈川県横須賀市~市民の尊厳を守りたい、2つの終活支援~

第2章 令和5年度高齢社会対策の実施の状況

- 第1節 高齢社会対策の基本的枠組み
- 第2節 分野別の施策の実施の状況(令和5年度に各府省庁が講じた施策)
 - 1 就業・所得
 - 2 健康・福祉
 - 3 学習・社会参加
 - 4 生活環境
 - 5 研究開発・国際社会への貢献等
 - 6 全ての世代の活躍推進

第3章 令和6年度高齢社会対策

- 第1節 令和6年度の高齢社会対策の基本的な取組
- 第2節 分野別の高齢社会対策 (令和6年度の各府省庁の主な施策)
 - 1 就業・所得
 - 2 健康・福祉
 - 3 学習・社会参加
 - 4 生活環境
 - 5 研究開発・国際社会への貢献等
 - 6 全ての世代の活躍推進

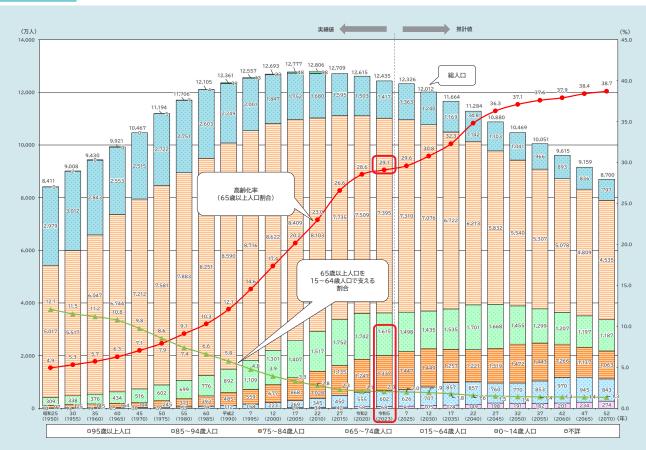
第1章 高齢化の状況

【第1節】高齢化の状況及び【第2節】高齢期の暮らしの動向

○高齢化率は29.1%

- ・我が国の総人口は、令和5年10月1日現在、1億2.435万人。
- ・65歳以上人口は、3.623万人。総人口に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)は29.1%。
- ・「65~74歳人口」は1,615万人、総人口に占める割合は13.0%。「75歳以上人口」は2,008万人、総人口に占める割合は16.1%で、65~74歳人口を上回っている。
- ・令和52(2070)年には、2.6人に1人が65歳以上、約4人に1人が75歳以上。

図1-1 高齢化の推移と将来推計



- 資料:棒グラフと実線の高齢化率については、2020年までは総務省「国勢調査」(2015年及び2020年は不詳補完値による。)、2023年は総務省 「人口推計」(令和5年10月1日現在(確定値))、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」 の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。
- (注1) 2015年及び2020年の年齢階級別人口は不詳補完値によるため、年齢不詳は存在しない。2023年の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査」(不詳補完値)の人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。2025年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査 参考表:不詳補完結果」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年~2010年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際には、(注2)における沖縄県の一部の人口を不詳には含めないものとする。
- (注2) 沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人(男55人、女81人)及び昭和30年70歳以上23,328人(男8,090人、女15,238人)は65歳以上の人口から除き、不詳に含めている。
- (注3) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。
- (注4) 平成12年までは、85歳以上はまとめて「85歳以上」の区分としている。
- (注5) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

「高齢者」とは

高齢者の用語は文脈や制度ごとに対象が異なり、一律の定義がない。「高齢社会対策大綱」(平成30年2月閣議決定)では、便宜上、一般通念上の「高齢者」を広く指す語として用いている。本白書においても、各種の統計や制度の定義に従う場合のほかは、一般通念上の「高齢者」を広く指す語として用いることとする。

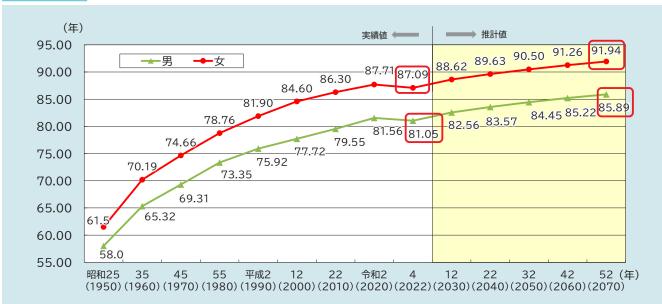
なお、高齢者の定義と区分に関しては、日本老年学会・日本老年医学会「高齢者に関する定義検討ワーキンググループ報告書」(平成29年3月)において、75歳以上を高齢者の新たな定義とすることが提案されている。

また、「高齢社会対策大綱」においても、「65歳以上を一律に『高齢者』と見る一般的な傾向は、現状に照らせばもはや現実的なものではなくなりつつある。」とされている。

○将来の平均寿命は男性85.89年、女性は91.94年

- ・我が国の平均寿命は令和4年現在、男性で81.05年、女性で87.09年。
- ・今後男女ともに平均寿命は延びて、令和52年には男性で85.89年、女性で91.94年となり、女性は90年を超えると見込まれている。

図1-2 平均寿命の推移と将来推計



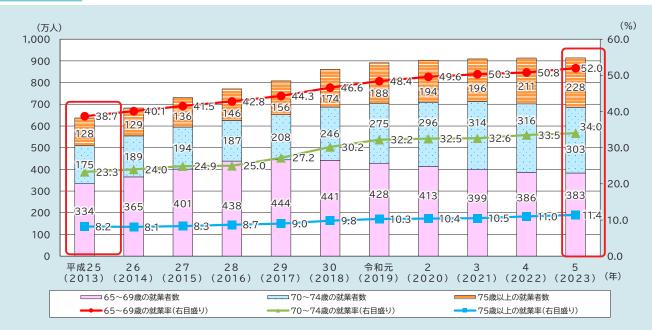
資料: 1950年、2022年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2020年までは厚生労働省「完全生命表」、2030年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の死亡中位仮定による推計結果

(注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳時点における平均余命が「平均寿命」である。

○65歳以上の就業者数及び就業率は上昇傾向

- ・65歳以上の就業者数及び就業率は上昇傾向であり、特に65歳以上の就業者数は20年連続で前年を上回っている。
- ・就業率は10年前の平成25年と比較して65~69歳で13.3ポイント、70~74歳で10.7ポイント、75歳以上で3.2ポイントそれぞれ伸びている。

図1-3 年齢階級別就業者数及び就業率の推移



資料:総務省「労働力調査」

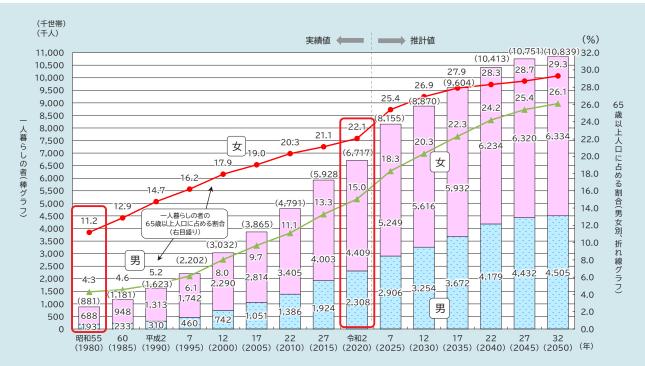
(注1) 年平均の値

(注2)「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合をいう。

○65歳以上の一人暮らしの者が増加傾向

- ・65歳以上の一人暮らしの者は男女ともに増加傾向。
- ・昭和55年には65歳以上の男女それぞれの人口に占める割合は男性4.3%、女性11.2%であったが、令和2 年には男性15.0%、女性22.1%となり、令和32年には男性26.1%、女性29.3%となると見込まれている。

65歳以上の一人暮らしの者の動向



資料:令和2年までは総務省「国勢調査」による人数、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」 (令和6 (2024) 年推計) による世帯数

- (注1) 「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯 (1人)」のことを指す。 (注2) 棒グラフ上の () 内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計
- (注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

第3節 〈特集〉高齢者の住宅と生活環境をめぐる動向について

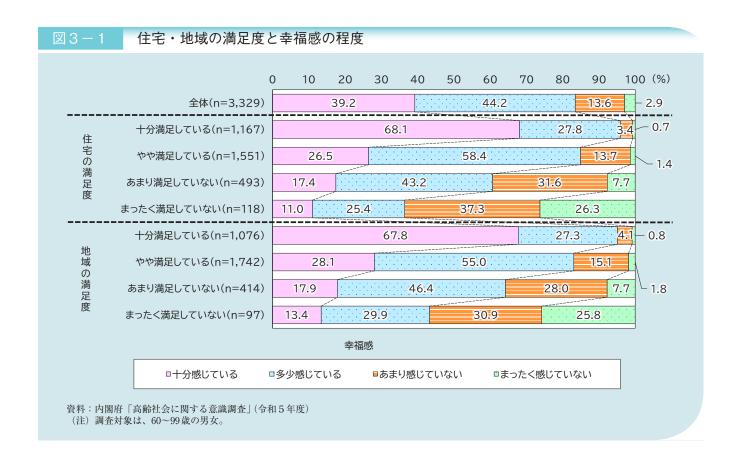
我が国の高齢化率は29.1%(令和5年10月1日現在)となっており、今後更に上昇する見込みとなっている中で、安心して高齢期の生活を送るためには、生活の基盤となる住まいの確保や、良好な生活環境の整備が重要である。

一方で、今後、単身高齢者の増加が見込まれるなど、住まいの確保に困難を抱える高齢者の増加も懸念されている。また、コロナ禍も踏まえたライフスタイルの変化や、地方における過疎化の進行、自然災害の激甚化・頻発化等、高齢期の暮らしを取り巻く環境は大きく変化している。

そこで、本節においては、内閣府が令和5年度に実施した以下2調査を基に、高齢者の住宅と生活環境に関する状況や意識、及び、高齢期における住み替えに関する意識について分析を行い、今後求められる施策の方向性を含め、必要な対応について考察を行った。

○住宅や居住地域の満足度と幸福感の程度は相関が大きい

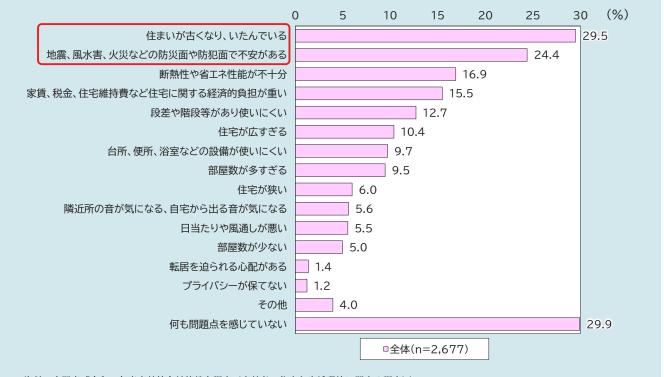
居住している住宅や地域の満足度と幸福感の程度には、強い正の相関関係があり、良好な住宅・生活環境の整備が重要。



○現在の住宅について、老朽化や防災・防犯面での不安等を問題に感じている人が多い

現在の住宅の問題点について、老朽化や防災・防犯面での不安等を挙げた人の割合が特に高い。持家の場合は賃貸住宅の場合と比べ、住宅が広すぎることや部屋数が多すぎること、防災・防犯面での不安を挙げた人の割合が特に高い。賃貸住宅の場合は持家の場合と比べ、家賃等の経済的負担の重さや、台所・浴室等の住宅設備の使いにくさを挙げた人の割合が特に高い。住宅のリフォーム支援や高齢者向け住宅の供給促進等、高齢者の生活上のニーズと住宅のミスマッチの解消が課題となっている。

図3-2 現在の住宅の問題点(全体)

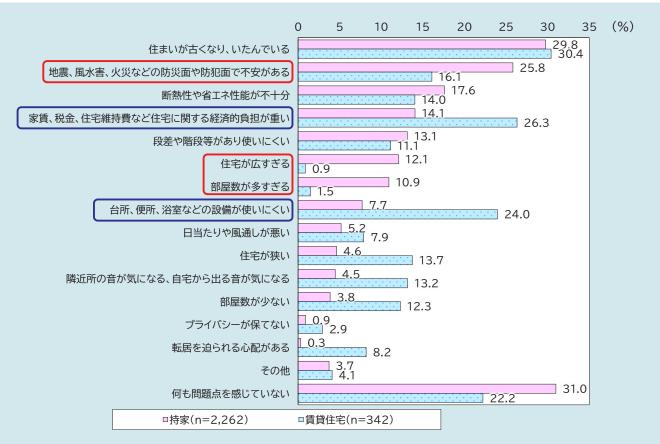


資料:内閣府「令和5年度高齢社会対策総合調査(高齢者の住宅と生活環境に関する調査)」

(注1) 複数回答。

(注2)「不明・無回答」は除いている。

図3-3 現在の住宅の問題点(持家/賃貸住宅の別)



資料:内閣府「令和5年度高齢社会対策総合調査(高齢者の住宅と生活環境に関する調査)」

(注1) 複数回答。

(注2)「持家」は、総合調査において現在の住宅について「持家(一戸建て/分譲マンション等の集合住宅)」と回答した人の合計。「賃貸住宅」は、総合調査において現在の住宅について「賃貸住宅(一戸建て/民営のアパート、マンション/公営・公社・UR等の集合住宅)」と回答した人の合計。

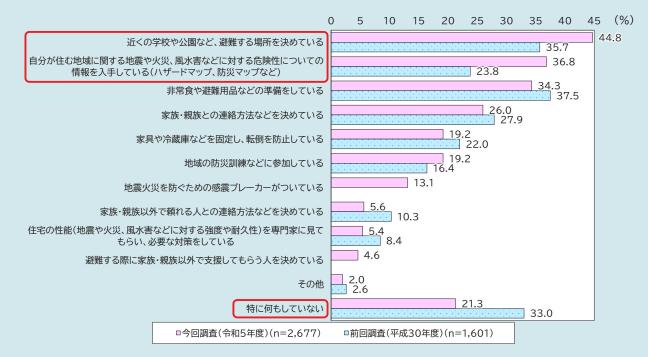
(注3)「不明・無回答」は除いている。

○地震などの災害に備えている人の割合の上昇とひとり暮らし高齢者への配慮

前回調査(平成30年度)と比べて、避難場所の事前決定やハザードマップ等の防災情報の入手等を始め、 備えをしている人の割合は大きく上昇した。

一方で、ひとり暮らしの高齢者については、それ以外の高齢者と比べ、「特に何もしていない」と回答した人の割合が高く、また多くの項目において対策している人の割合が低い。家具の転倒防止対策等の高齢者 一人での作業が困難な対策へのサポートや災害時の避難支援を始め、今後更なる増加が見込まれるひとり暮らしの高齢者に配慮した対策の推進が重要。

図3-4 地震などの災害への備え(前回調査との比較)



資料:内閣府「令和5年度高齢社会対策総合調査(高齢者の住宅と生活環境に関する調査)」

- (注1) 複数回答。
- (注2) 前回調査は対象が60歳以上であったため、65歳以上の回答者のみ抽出して集計している。
- (注3) 今回調査及び前回調査における母集団年齢(前回調査は65歳以上の者を抽出した母集団年齢。)の平均値・中央値は以下のとおり。 《今回調査〉平均値:75.2歳、中央値:74.0歳 《前回調査》平均値:74.2歳、中央値:73.0歳
- (注4)「不明・無回答」は除いている。
- (注5)「地震火災を防ぐための感震ブレーカーがついている」「避難する際に家族・親族以外で支援してもらう人を決めている」は、今回調査のみ。
- (注6)「住宅の性能(地震や火災、風水害などに対する強度や耐久性)を専門家に見てもらい、必要な対策をしている」について、前回調査では「住宅の性能(地震や火災、風水害などに対する強度や耐久性)を専門家に見てもらっている」という表現となっている。

地震などの災害への備え(ひとり暮らしとそれ以外の比較) 図3-5



○人付き合いの変化とそれを踏まえた孤独・孤立対策等の推進

前回調査(平成30年度)と比べて、親しい友人・仲間がたくさん又は普通にいるという人の割合は大幅 に低下した。また、毎日人と話をするという人の割合も大幅な低下がみられ、ひとり暮らしの人については その傾向が顕著となっている。

コロナ禍による影響等も踏まえつつ、望まない孤独・孤立に陥らないようにするための対策の推進が必要 であるとともに、今後更にひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれる中で、従来家族等が担ってきた日常生 活等における様々なサポート等について、地域や社会においてどのように担っていくかについても更なる検 討が必要である。

親しくしている友人・仲間がいるか(前回調査との比較) 図3-6

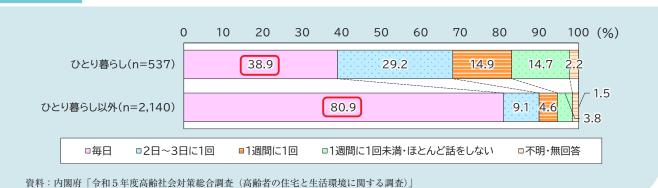


- (注3) 前回調査における「友人・仲間はもっていない」の選択肢は、今回調査では「ほとんどいない」「全くいない」としている。

図3-7 人と話をする頻度(前回調査との比較)



図3-8 人と話をする頻度(ひとり暮らしとそれ以外の比較)



○生活環境について、医療・介護へのアクセスや、移動等の利便性を重視する人の割合が高い

地域の生活環境について重視することとしては、医療・介護へのアクセスや、移動や買い物の利便性を挙 げる人の割合が高く、特に女性は男性に比べて、住宅が高齢者向けに設計されていることや、親しい友人や 知人が近くに住んでいることを挙げる人の割合が特に高い。

他方で、それらに不便を感じている人の割合も高く、地域で医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括 的に確保される地域包括ケアシステムの構築や、地域での日常生活における移動ニーズに対応する施策の更 なる充実を図っていく必要がある。

図3-9 住まいや地域の環境について重視すること(性別)

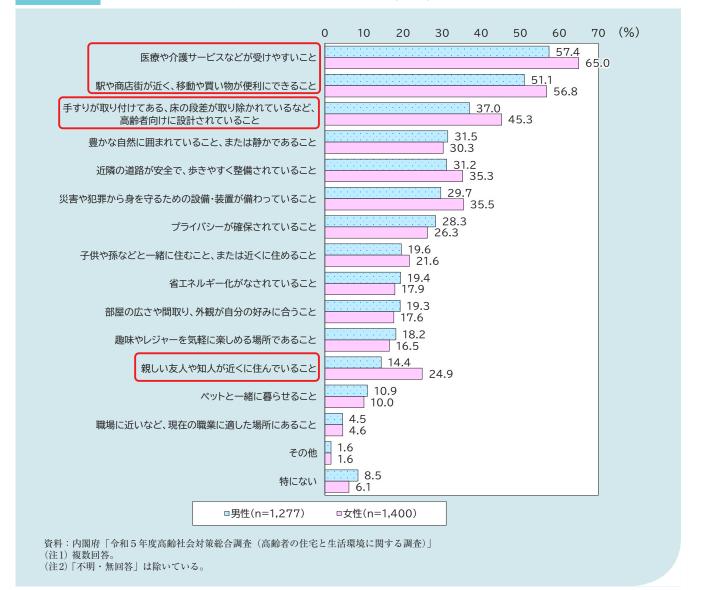
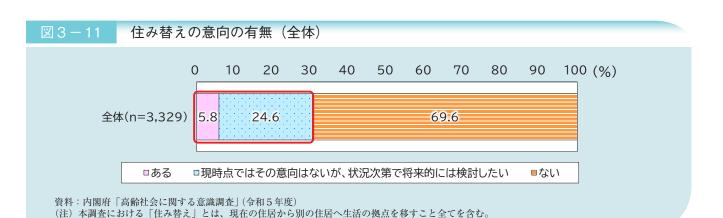


図3-10 現在居住している地域における不便や気になること(全体)



○60歳以上の約3割が住み替えの意向を持っている

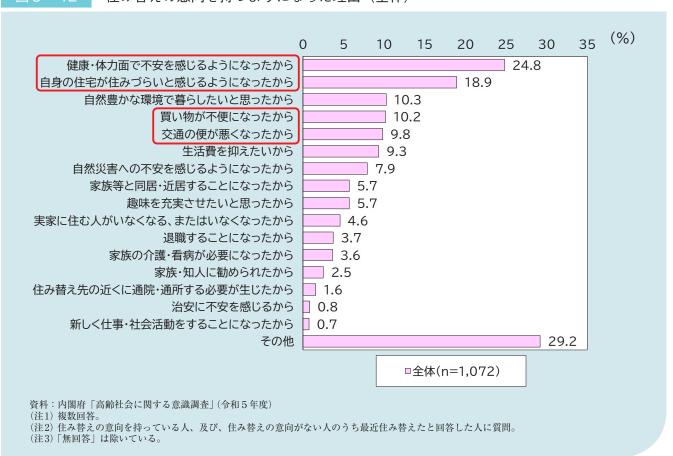
60歳以上で住み替えの意向がある人(状況次第で将来的に検討したいという人も含む。)の割合は全体の約3割に上る。



○健康・体力面での不安や住宅の住みづらさ等が、住み替えを考える契機となっている

住み替えの意向を持つようになった理由について、健康・体力面での不安や現在の住宅の住みづらさ、買い物や交通の不便を挙げる人の割合が高い。

図3-12 住み替えの意向を持つようになった理由(全体)



○住み替えに向けたサポートとしては、費用面での支援や物件・支援制度等の情報提供に関する支援のニー ズが大きい

住み替えに向けた望ましいサポートとしては、住み替え費用の支援、物件や支援制度の情報提供に関する 支援、住宅の確保に関する支援等を挙げた人の割合が高く、地域の実情に応じて、転居費用の補助や、住み 替えに係る相談窓口の整備、高齢者向けの住宅の供給等の施策の更なる充実が求められる。一方で、例えば、 75歳以上の人は見守りや買い物等の身の回りの生活支援のニーズが大きい、持家に居住している人は現住居 の処分に関する支援のニーズが大きいなど、属性によって状況やニーズは様々であり、きめ細やかな支援の 充実が必要。

住み替えに向けた望ましいサポート (全体)



資料:内閣府「高齢社会に関する意識調査」(令和5年度)

- (注1) 住み替えの意向を持っている人のうち、いずれかのサポートを選択した人の回答を掲載。
- (注2) 上位3つまでの回答を点数化。
- (注3) 横軸 (ポイント数) は、以下の計算式により算出。

各選択肢のポイント数=(当該選択肢を1位に選んだ回答者数)×3+(2位に選んだ回答者数)×2+(3位に選んだ回答者数)×1

(注4) 総ポイント数は、「無回答」以外の全ての選択肢のポイント数を足し合わせたものである。

住み替えに向けた望ましいサポート(年代別)

	住み替えにかかる費用の支援	物件や支援制度の情報提供等)情報の提供支援(住み替え先の	(住宅への優先入居等)住宅の確保に関する支援	活動の紹介	身元保証・家賃保証等住居を賃貸する場合等における	(賃貸・売却等) (賃貸・売却等)	生活支援生活支援の回りの見守り、買い物など身の回りの	地域活動等の場の充実	その他
60~64歳 (総ポイント数:1,069)	288	170	155	118	100	92	86	42	18
65~69歳 (総ポイント数:847)	225	126	121	79	82	96	89	20	9
70~74歳 (総ポイント数:932)	226	190	120	30	73	122	116	36	19
75歳以上 (総ポイント数:1,432)	312	275	185	42	66	198	245	75	34

資料:内閣府「高齢社会に関する意識調査」(令和5年度) (注1) 住み替えの意向を持っている人のうち、いずれかのサポートを選択した人の回答を掲載。 (注2) 上位3つまでの回答を点数化(点数化の方法は、図3-13を参照)。

住み替えに向けた望ましいサポート(持家/賃貸住宅の別)

	住み替えにかかる費用の支援	物件や支援制度の情報提供等)情報の提供支援(住み替え先の	(賃貸・売却等) 住居の処分に関する支援	生活支援生活支援の回りの見守り、買い物など身の回りの	(住宅への優先入居等) 住宅の確保に関する支援	介の仕事・活動の紹	身元保証・家賃保証等住居を賃貸する場合等における	地域活動等の場の充実	その他
持家 (総ポイント数:3,112)	723	580	470	430	408	165	155	132	49
賃貸住宅 (総ポイント数:1,103)	318	164	30	100	168	96	162	38	27

資料:内閣府「高齢社会に関する意識調査」(令和5年度) (注1) 住み替えの意向を持っている人のうち、いずれかのサポートを選択した人の回答を掲載。 (注2) 上位3つまでの回答を点数化(点数化の方法は、図3-13を参照)。

<トピックス>

(事例1) 福岡県大牟田市~住宅施策と福祉施策のコラボによる課題解決~

福岡県大牟田市では大牟田市居住支援協議会を設立し、空き家所有者に対し、住まい探しや空き家活用の相談対応を行うことに加えて、身よりのない高齢者については連帯保証人や身元保証人等の確保といった支援を居住支援法人であるNPO法人大牟田ライフサポートセンターが行うことにより、入居の支援と入居後の支援が可能となる体制を構築し、住まいの確保と暮らしの支援を行っている。この取組により、それまでは入居が難しかった人も入居が可能となったほか、居住支援法人の支援があることで空き家所有者や不動産事業者の不安も軽減され、円滑なマッチングにつながっている。

(事例2) 奈良県生駒市~官民連携で取り組むオーダーメイドの空き家対策~

奈良県生駒市では、空き家の流通促進のため、市と民間団体が連携して対応する「いこま空き家流通促進プラットホーム」を設立した。市は空き家所有者との調整を行い、毎月開催する空き家流通促進検討会議に空き家情報を提供し、検討会議では、専門家が空き家一つ一つの物件について流通阻害要因を特定し、それに応じた対応方針を提案し支援している。支援の内容はマッチングだけでなく、場合によっては除却や防災面での改善に向けたものなど幅広い。プラットホームの設立以降、取扱件数及び成約率は順調に増加し、空き家の数も減少している。

(事例3) 愛知県春日井市~自動運転ラストマイル送迎サービス~

愛知県春日井市では運転免許返納後などの移動手段の確保が問題となっており、これらの課題を地域で解決するために、NPO法人が主体となって行政、大学、民間などが連携をし、運行ルート上であれば停留所に関係なくどこでも乗降することができるドアツードアのオンデマンド型自動運転送迎サービスを行っている。サービスの利用者からは多くの感謝の声が寄せられており、また、本サービスによって利用者と運転手、利用者間のコミュニケーションが生まれ、利用者の些細な変化に運転手が気づき、それを地域包括支援センターなどの福祉サービスにつなぐといったハブ的な役割も果たしている。

(事例4) 神奈川県横須賀市~市民の尊厳を守りたい、2つの終活支援~

神奈川県横須賀市では、死後対応について本人の意思が反映されないという課題に着目し、あらかじめ終活情報を市に登録することで、本人に万一のことがあった場合でも市が本人に代わって病院、警察、消防、福祉事務所や本人が指定した者からの問い合わせに対応できる事業を実施している。市民であれば誰でも無料で登録でき、登録できる内容も緊急連絡先のほか葬儀等生前の契約先、リビングウィル、墓の所在地など多岐にわたる。また、頼れる親族のいない人(所得等の制限あり)については、生前に葬儀会社と死後事務委任契約を結び、本人の死後は市がその履行を確認する事業も別に実施することで、本人の意思の実現について効果を発揮している。